

名古屋市告示第193号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第22号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 8年 4月21日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称	主たる事務所の所在地
株式会社寺岡精工 東海支店 名古屋営業所	名古屋市中区平和 2- 3-17

2 指定納付受託者として指定した日

令和 8年 4月 1日

3 納入義務者から委託を受ける歳入

名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）第15条の 3第 2項第 2号に規定する使用料

4 委託期間

令和 8年 4月 1日から令和 9年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局生活衛生部環境薬務課